

# 第1編 基本計画の概要

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 計画の目的と背景

#### 1) 一般廃棄物処理計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、「第五次和光市総合振興計画」（計画期間：令和3(2021)年度から令和12(2030)年度）及び「第3次和光市環境基本計画」（計画期間：令和3(2021)年度から令和12(2030)年度）との整合性を図りつつ、平成25(2013)年3月に策定した「第五次和光市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第五次計画」という。）を見直し、本市における今後の一般廃棄物における長期的かつ総合的な方向性を定めます。

#### 2) 背景

ごみ処理のテーマは、公衆衛生の確保、環境保全、3R（4R）やりサイクルの推進と、時代とともに変遷してきました。第五次計画の期間においては水俣条約における水銀の取り扱いや、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）やプラスチック資源循環戦略が整備されました。現在においては、ローカルSDGsを物差しとして、環境・社会・経済の地域課題の統合的解決の方向性の中にごみ関連施策を位置づけ、新たな舵取りが必要になっています。

和光市（以下「本市」という。）では、第五次計画に基づき、4Rを推進するとともに、ごみの焼却量や最終処分量の削減を目指し、ごみ分別の普及・啓発やごみの発生・排出抑制、資源化への取り組みを着実に継続してきました。その結果、1人が1日に排出する家庭ごみの量は減少に向かっていましたが、近年は新型コロナウイルス感染症の生活への影響などにより、家庭ごみの量は増加しています。

また、本市のごみ処理施設は老朽化が進み、修繕により延命化を図っていますが、処理能力の低下や維持管理コストの増加が課題となっています。そのため将来にわたって安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築するために、本市と同様に施設が老朽化している朝霞市と平成30(2018)年8月に「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」（以下「基本合意書」）を締結し、ごみの広域処理を推進しています。

本計画は、社会情勢等の変化や計画期間内にごみの中間処理事業（焼却処理及び破碎処理）を広域化に移行することも踏まえ、これまでの第五次計画までの流れを継承しながら施策の効果を見極めつつ、さらに強化していくことで、本市のごみ処理の将来を見据えた計画として策定します。

## 2. 計画の位置付け

### 1) 廃棄物処理関係法令等

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づいて策定するもので、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

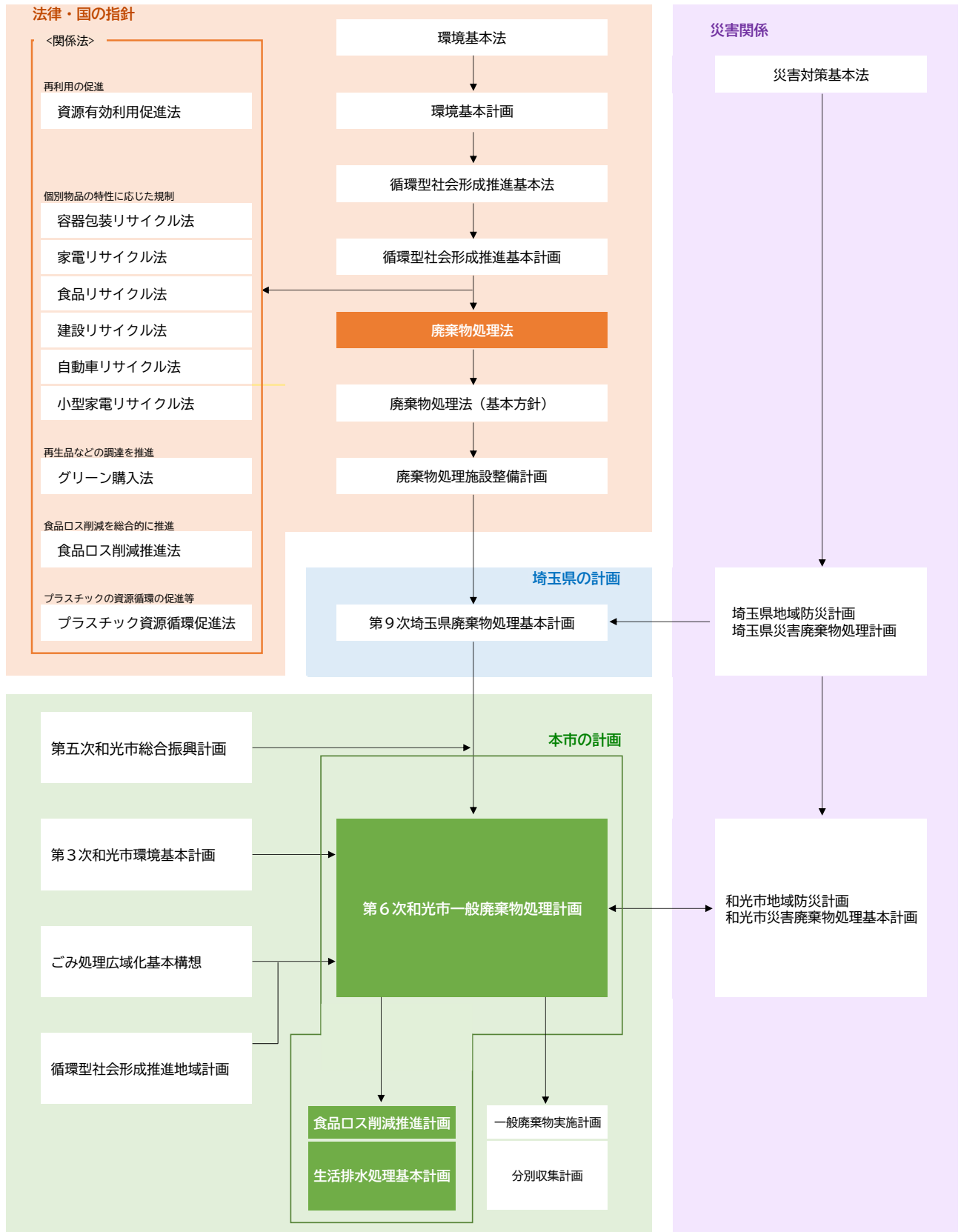


図 1.1.1 循環型社会の形成を推進するための法体系

## 2) 国・県の関連計画

### (1) 国の関連計画

#### ① 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められます。

国は、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、7 つの柱を掲げ、その実現に向けて概ね令和 7(2025)年度までに国が講ずべき施策を示した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を平成 30(2018)年 6 月に閣議決定しています。

#### ② 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づく基本方針（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の減量とその他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものとしています。

国は、前回の改正（平成 22(2010)年）以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 28(2016)年 1 月に改訂しました。

#### ③ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものとしています。

国は、当該計画に定められた各重点目標の推移や社会状況の変化を踏まえ、循環型社会及び低炭素社会等の推進を掲げた「廃棄物処理法の基本指針」や「第四次循環型社会形成推進基本計画」に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、平成 30(2018)年 6 月に新たな整備計画を定めました。

### (2) 県の関連計画

埼玉県では、廃棄物処理法の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、「埼玉県廃棄物処理基本計画」を 5 年ごとに策定しており、令和 3(2021)年 3 月に第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定しました。

当該計画では、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」の三つを重点課題として位置づけ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現に向けた政策に取り組んでいくとしています。

### 3) 本市の関連計画

#### (1) 第五次和光市総合振興計画基本構想

本市では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする「第五次和光市総合振興計画基本構想」を策定しました。

総合振興計画は、長期的な展望に立って和光市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示したものであり、かつ、この第五次和光市総合振興計画は、地方創生の視点も取り入れ、まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置付けられるものです。

ごみ及び生活排水に関連する目標像1では、「利便性と快適性を備えた住みやすい居住環境が整っている」、「災害に強いインフラ・ライフラインが整っている」、「和光市駅周辺が和光の顔となる魅力的な場となっている」、「環境問題に対して適切な対応ができています」といった姿が描かれています。

表 1.1.1 第五次和光市総合振興計画基本構想の関連事項

将来都市像	みんなをつなぐワクワクふるさと 和光
視点	①日々の生活の基盤が整っている
	目標像1 良好な生活環境が得られる 施策 1-4 公共下水道の維持管理 施策 1-6 廃棄物の適正処理の推進 施策 1-7 環境にやさしい持続可能な取組の推進

#### (2) 第3次和光市環境基本計画

本市では市の環境をより良くしていくために、市、市民、事業者がともに取り組むべきことを示し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和3(2021)年3月に「第3次和光市環境基本計画」を策定しました。

当該計画は、和光市の環境に関して将来のあるべき姿を実現するものです。したがって、現在に生きる市民はもとより、次世代を担う子どもたちが豊かな環境で暮らすことができるよう施策を推進します。

表 1.1.2 第3次和光市環境基本計画の関連事項

望ましい姿	安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針	(重点方針) 循環型社会の形成
方針の考え方	市民の環境意識の高まりや循環型社会の推進により、和光市の家庭からのごみ及び事業所からのごみの排出量は、微増減を繰り返すに留まっています。 今後もさらに、ごみの減量・分別、資源の再使用・再利用の取組など、日々の暮らし方や事業活動のあり方を環境保全の観点から見直し、循環型社会づくりを進めます。そして、循環型社会を目指すことにより、和光市における環境負荷を減らし、地球規模の環境保全にも貢献します。

### (3) ごみ処理広域化基本構想

ごみ広域処理施設の建設用地を和光市内に選定することとした基本合意書に基づき、一般廃棄物処理をめぐる今後の社会及び経済情勢を踏まえ、将来にわたる安定的かつ効率的なごみ広域処理体制の構築を推進していくことを目的とし、本市、朝霞市のごみ処理の実態から課題を整理し、広域化を進めるための基本的事項を明らかにするため、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会（現在は朝霞和光資源循環組合）において「ごみ処理広域化基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

基本構想では、本市、朝霞市のごみ処理広域化の基本的な方針を示すとともに、基本合意書に定められた焼却施設の共同建設に向けた前提条件等について整理しています。

表 1.1.3 基本構想の関連事項

広域処理の基本方針	基本方針 1：経済性・効率性の確保 基本方針 2：安心・安全・安定的な広域処理体制の構築 基本方針 3：環境負荷の少ない広域処理施設の整備 基本方針 4：地域社会に貢献できる体制の構築
建設用地の設定	旧ごみ焼却場の跡地及び清掃センター駐車場敷地に加え、周辺の農地等を含めて必要面積を確保する。 
計画諸元	【施設規模】焼却施設：173t/日 <sup>※1</sup> 不燃・粗大ごみ処理施設：15t/5h 【処理方式】焼却処理技術のうち、経済性や資源化率、処理に係る生成物の流通などの観点から、確立された技術による信頼性の高い処理方式を選定する。
建設予定地	和光市新倉 8-17-25
事業主体	2市による一部事務組合を新設し <sup>※2</sup> 、事業主体とする。
事業スケジュール	広域処理施設建設工事 令和 6(2024)～9(2027)年度 広域処理施設運営開始 令和 10(2028)年度～

〔出典〕ごみ処理広域化基本構想（令和 2(2020)年 5 月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）

※1 人口推計の見直しに伴い焼却施設規模は 175 t/日に、不燃・粗大ごみ処理施設規模は 17 t/5h に設定されました。

※2 令和 2(2020)年 10 月 1 日に本市と朝霞市を構成市とする朝霞和光資源循環組合を設立しました。

#### (4) 循環型社会形成推進地域計画

循環型社会形成推進交付金制度<sup>\*</sup>を活用してごみ広域処理施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進地域計画（以下、地域計画）を令和 2(2020)年 11 月に朝霞市、和光市、朝霞和光資源循環組合の 3 者によって策定しました。

地域計画は、両市の一般廃棄物処理基本計画と「基本構想」に基づいて策定されており、対象地域を朝霞市、和光市（面積 29.38 km<sup>2</sup>）とし、令和 3(2022)年 4 月 1 日から令和 10(2028)年 3 月 31 日までを計画期間としています。

<sup>\*</sup>循環型社会形成推進交付金制度とは、廃棄物の 3 R を総合的に推進するために、市町村の自主性をいかしながら、3 R に関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としており、地域計画に位置付けられた施設整備等に対して循環型社会形成推進交付金が交付されます。

### 3. 計画目標年度

本計画は、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間の計画とし、中間目標年度を令和 9(2027)年度、計画目標年度を令和 14(2032)年度とします。本計画の改定は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、おおむね 5 年ごとに行います。

	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
策 定 年 度	◆										
計 画 期 間		◆									◆
計 画 目 標 年 度											◆
中 間 目 標 年 度						◆					
見 直 し 年 度						◆					

図 1.1.2 本計画の計画期間

### 4. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、市全域とします。

### 5. 計画適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生する全ての一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とします。

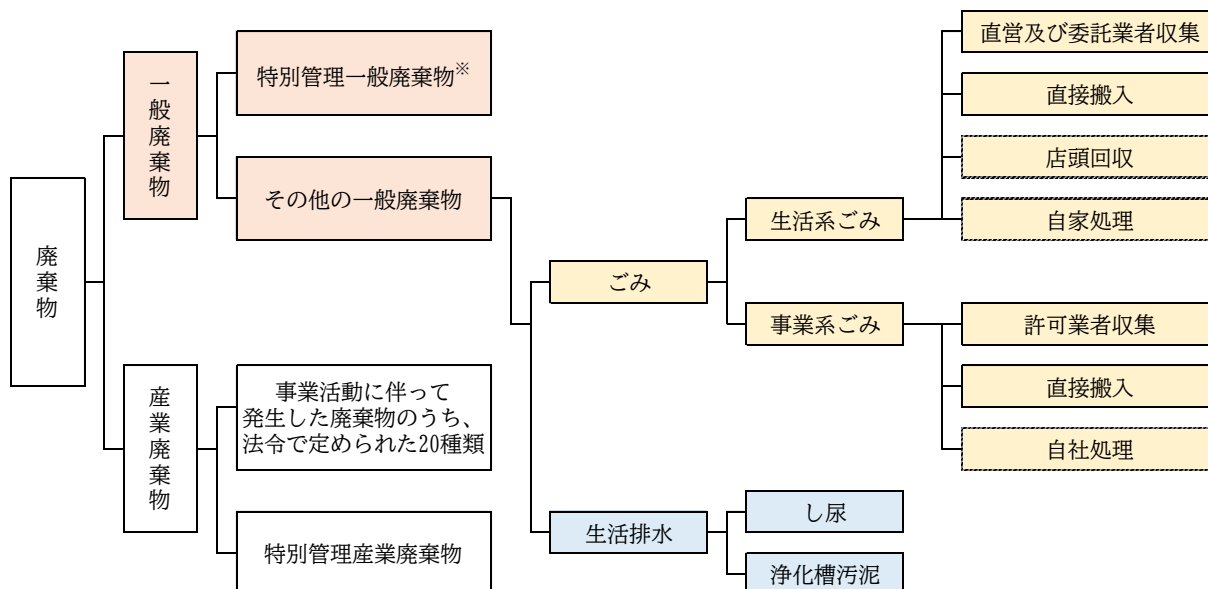


図 1.1.3 廃棄物の分類と本計画の適用範囲（着色部分）

※特別管理一般廃棄物とは、廃棄物処理法において「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」として規定された廃棄物（PCB 含有部品、ばいじん、感染性一般廃棄物等）であり、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

## 第2章 和光市の概況

### 1. 位置・地勢

本市は埼玉県最南端に位置し、東は東京都板橋区、南は東京都練馬区に隣接し、西は埼玉県朝霞市、北は埼玉県戸田市に隣接しています。

本市の地形は低地と台地に大きく分かれ、市の北側には市域の3分の1を占める低地が広がっています。また、市の南側には県土の西側から東南方面に広がる武蔵野台地が広がり、標高が20mから40mの入り組んだ地形を形成しています。また、市の北部には荒川と新河岸川が平行して流れ、市域の東側には白子川、市の中央には越戸川と谷中川が流れるなど変化に富んだ地形となっています。

市内の主要な道路網は、東西軸に国道254号、南北軸に東京外かく環状道路が通り、県道練馬川口線（オリンピック道路）により骨格が形成されています。また、市内中央部と北部に2箇所のインターチェンジがあり、高速道路にアクセスすることができます。交通網は、和光市駅が市の中心部にあり、東武東上線、東京メトロ有楽町線及び副都心線が乗り入れして、都心部への利便性が高くなっています。



図 1.2.1 本市の位置図



## 2. 人口及び世帯の推移

### 1) 人口と世帯

本市の人口は増加しており、10年間で見ると平成24(2012)年度から令和3(2021)年度にかけて約5,000人増加しました。世帯数も増加しており、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度にかけて約5,100世帯増加しました。平均世帯人員は減少しています。

表 1.2.1 人口と世帯数の推移

年度	人口 (人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
		増加人口		
H24(2012)	78,964	-	37,451	2.11
H25(2013)	79,436	472	37,856	2.10
H26(2014)	80,077	641	38,438	2.08
H27(2015)	80,705	628	39,054	2.07
H28(2016)	81,322	617	39,662	2.05
H29(2017)	81,868	546	40,314	2.03
H30(2018)	82,698	830	40,992	2.02
H31(R1)(2019)	83,713	1,015	41,901	2.00
R2(2020)	84,248	535	42,388	1.99
R3(2021)	83,930	-318	42,591	1.97

※外国人登録者数を含む  
 ※各年度9月30日時点

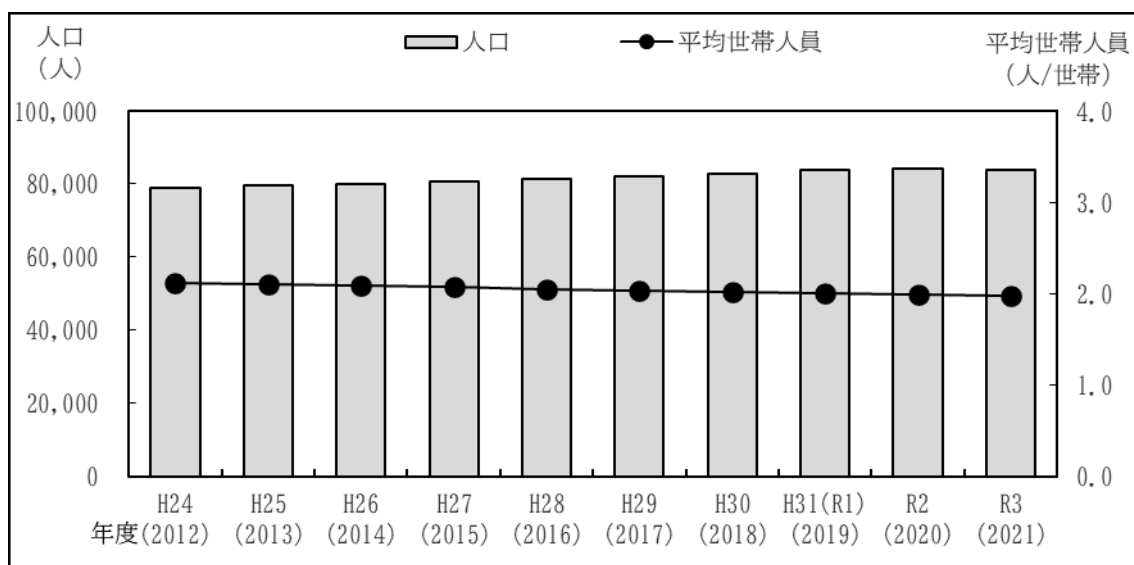


図 1.2.2 人口と世帯数の推移

## 2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、30代後半、40代後半が多くなっています。総数に占める割合は、年少人口が13.5%、生産年齢人口が68.5%、老年人口が18.0%となっています。

表 1.2.2 年齢別人口構成

項目		総数(人)	男(人)	女(人)
年少人口	0～4歳	3,879	1,993	1,886
	5～9歳	3,869	1,980	1,889
	10～14歳	3,579	1,865	1,714
	小計	11,327	5,838	5,489
生産年齢人口	15～19歳	3,437	1,759	1,678
	20～24歳	5,399	2,755	2,644
	25～29歳	6,592	3,516	3,076
	30～34歳	6,406	3,376	3,030
	35～39歳	6,750	3,547	3,203
	40～44歳	6,693	3,559	3,134
	45～49歳	7,366	3,930	3,436
	50～54歳	6,515	3,436	3,079
	55～59歳	4,748	2,567	2,181
	60～64歳	3,499	1,852	1,647
	小計	57,405	30,297	27,108
老年人口	65～69歳	3,531	1,780	1,751
	70～74歳	4,291	2,073	2,218
	75～79歳	2,872	1,308	1,564
	80～84歳	2,193	914	1,279
	85～89歳	1,441	552	889
	90～94歳	569	191	378
	95～99歳	135	19	116
	100～歳	17	3	14
	小計	15,049	6,840	8,209
総数		83,781	42,975	40,806

※令和3(2021)年3月31日時点

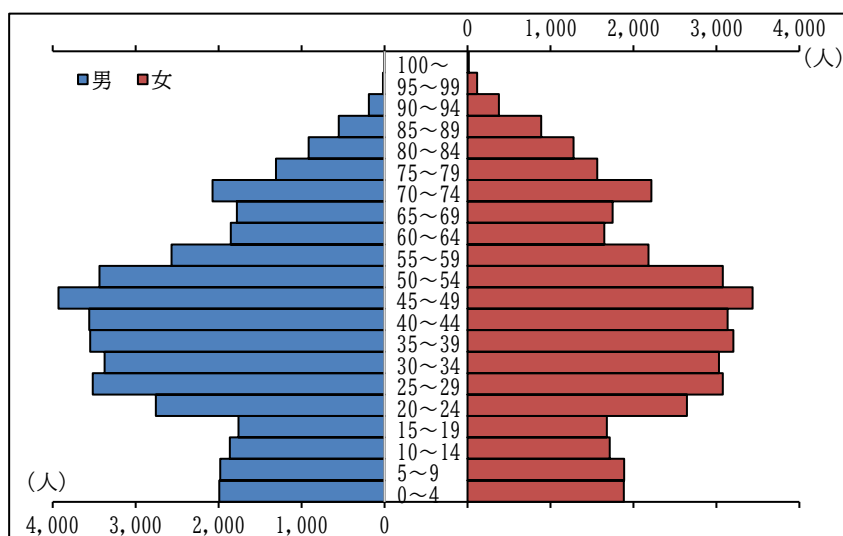


図 1.2.3 年齢別人口構成

### 3. 産業の動向

平成 27(2015)年度の産業別就業者数の割合は、第 1 次産業が 0.8%、第 2 次産業が 15.0%、第 3 次産業が 72.8%となっています。構成比は、第 2 次産業が平成 12(2000)年度から平成 27(2015)年度において減少傾向にあります。

表 1.2.3 産業別従業者数

調査年度	項目	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総数
H12 (2000)	就業者数(人)	388	8,432	27,659	865	37,344
	構成比(%)	1.0	22.6	74.1	2.3	100
H17 (2005)	就業者数(人)	380	7,832	30,833	1,034	40,079
	構成比(%)	0.9	19.5	76.9	2.6	100
H22 (2010)	就業者数(人)	320	6,770	31,442	3,484	42,016
	構成比(%)	0.8	16.1	74.8	8.3	100
H27 (2015)	就業者数(人)	317	6,155	29,827	4,664	40,963
	構成比(%)	0.8	15.0	72.8	11.4	100

[出典] 国勢調査

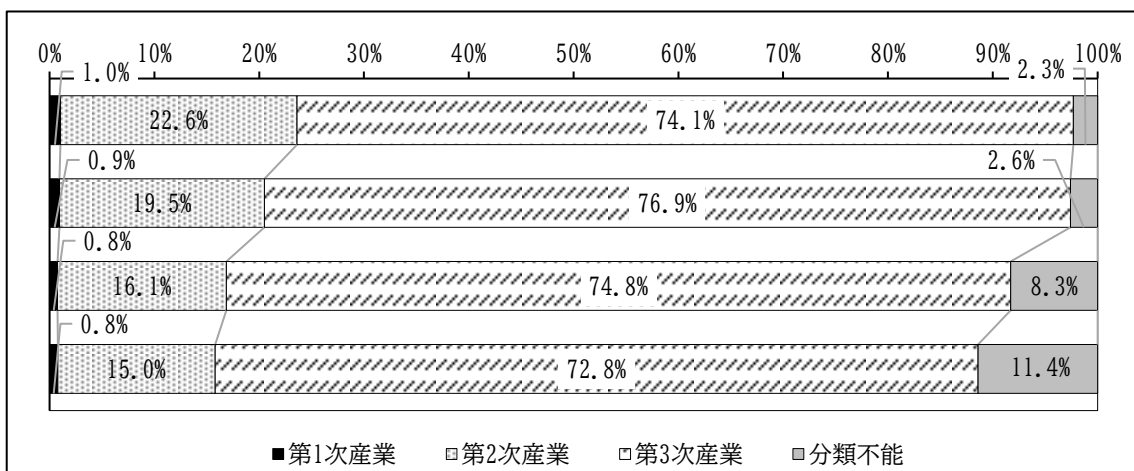


図 1.2.4 産業別従業者数

#### 4. 土地利用状況

地目別に土地の利用状況を見ると、「その他」を除いて「宅地」が最も多く 50%を占めています。次いで、「畑」の 8.4%、「雑種地」の 8.3%となっています。

表 1.2.4 地目別取面積割合

区 分	面積 (ha)	構成比
田	0.1	0.0%
畑	92.6	8.4%
宅地	551.5	50.0%
山林	6.6	0.6%
原野	0.0	0.0%
雑種地	92.1	8.3%
その他	361.1	32.7%
合計	1,104.0	100.0%

[出典] 統計わこう（令和3(2021)年1月1日時点）

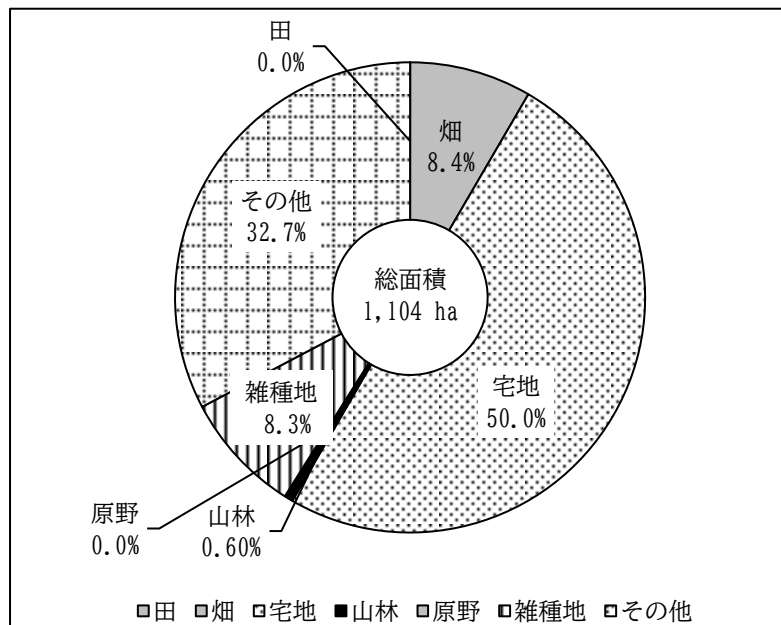


図 1.2.5 地目別取面積割合